

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・政令指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について

バイオマス燃料のうち、ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）を含有したガソリンについては、平成19年度において「バイオマス燃料（ETBE含有ガソリン及びE3）の安全対策の調査検討会」（委員長 久保内昌敏 東京工業大学大学院准教授）において、性状分析（ガス爆発限界濃度、蒸気圧、可燃性蒸気の拡散性等）、油分離装置の有効性及び泡消火薬剤の消火適用性（消火器及び固定泡消火設備等）等について技術的検討を重ねてきたところ、給油取扱所においては通常のガソリンと同様に貯蔵し、又は取り扱って防火安全上支障ないことが確認されたところです。

貴職におかれましては、下記の事項に十分配慮して運用を図られるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているETBEを含有したガソリンについては、第四類第一石油類（消防法別表第一備考第十二号のガソリン）に該当するものであること。
- 2 給油取扱所においてETBEを含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。

消防庁危険物保安室

担当：山本、安藤、伊藤

電話 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534